

8802

企調52-6

部内資料

先進国実態調査シリーズ7

フランス・西独・英国の援助の仕組

—機材調達を中心として—

昭和52年10月

国際協力事業団



| | |
|------------|-----|
| 國際協力事業部 | |
| '84. 3. 30 | 909 |
| | 36 |
| 02333 | PL |

は じ め に

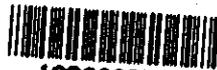
「先進国実態調査シリーズ」は、当事業団が実施している経済技術協力事業の効率的推進を目的として、先進諸国の援助実施状況を調査のうえ取りまとめたものです。

そのシリーズの一環として、昭和52年6月に実施した調査にもとづき、フランスの外務省、西独のG T Z、英国のODMおよびクラウンエイジェンツの機材調達制度を中心とし、有償協力に対するOECDにおける検討ぶり及び協力関係機関の意見をとりまとめてみました。

研修員受入事業については、フランスのC I E S等につき、調査団の知り得た情報を記載したものです。

経済技術協力業務関係者の執務上何らかの参考となれば幸いです。

JICA LIBRARY



1036603C7J

昭和52年10月

企画調査調整部長

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 調査日程表 | 1 |
| I 機材調達 | 3 |
| A フランス | 3 |
| 1. 機材調達のフローチャート | 3 |
| 2. 現行調達制度 | 4 |
| 1) 機材調達 | 4 |
| 2) 購入業務 | 5 |
| 3) 機材検収 | 6 |
| 4) 輸送 | 6 |
| 5) 現地調達について | 7 |
| B 西ドイツ | 8 |
| 1. 機材調達のフローチャート | 8 |
| 2. 現行調達制度（G T %の例） | 9 |
| 1) 機材調達 | 9 |
| 2) 購入業務 | 11 |
| 3) 機材検収 | 12 |
| 4) 輸送 | 13 |
| 5) 現地調達について | 13 |
| 6) 機材調達に関連したG T %の組織とその仕事の流れ | 14 |
| 7) 機材調達についてのケーススタディ第23課職業訓練・技術教育課の例 | 15 |
| C イギリス | 18 |
| 1. 機材調達のフローチャート | 18 |
| 2. 現行調達制度 | 19 |
| 1) 機材調達 | 19 |
| 2) 購入業務 | 20 |

| | |
|-------------|----|
| 3) 機 材 検 収 | 21 |
| 4) 輸 送 | 21 |
| 5) 現地調達について | 22 |

II そ の 他

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 有償協力に関する関係機関の意見 | 28 |
| 2. 有償協力に関するOECDにおける検討等について | 24 |
| 3. 訪問先概要・討議メモ | 31 |
| 4. 訪問先名及び住所 | 36 |
| 5. 入手資料一覧表 | 38 |

調査日程表

| 日程 | 移動 | 訪問先 | 面接者氏名・打合せ事項 |
|---------|--------------|---------------|---|
| 6/18(土) | AF273 東京発 | | |
| 19(日) | パリ着 | | |
| 20(月) | | 日本大使館 | 岡田一等書記官 日程打合、フランスの協力概要 |
| | | 外務省 | 北原大使 表 敬 |
| 21(火) | | A C T I M | M. Daliava 次長 一般無償資金協力による調査と専門家の待遇 |
| 22(水) | | C I E S S, 本館 | M. André Lejeune, Directeur General Mijoint. 研修員受入れ |
| | | " , マジックセンター | M. Bertrand Labresse, Directeur. 研修員受入れ、会計検査 |
| | | 外務省 | M. Salgues de Genies, 事務局長、宿務性教員学 |
| | | " | M. He. バラン 視察員 |
| | | " | M. He. 専門家の待遇 |
| 23(木) | パリ発 フランクフルト着 | G T Z | Mr. Hans Peter Merz, Director General. 視察員 |
| 24(金) | | Z A V | Dr. Martin, Head, Section for International Labour Exchange. 専門家リクルート |
| | | " | Dr. Hug. Mr. Hans-Joachim Bertram, Mr. Udo Grofba. 研修員受入れ |
| | | G T Z | Mr. Hertel. ナウジ派専門家の待遇 |
| | | " | Mr. Herman K.F. Rybetsky. Head. Vocational Training and Technical Education 視察の調査 |
| 25(土) | | フ リ ー | |

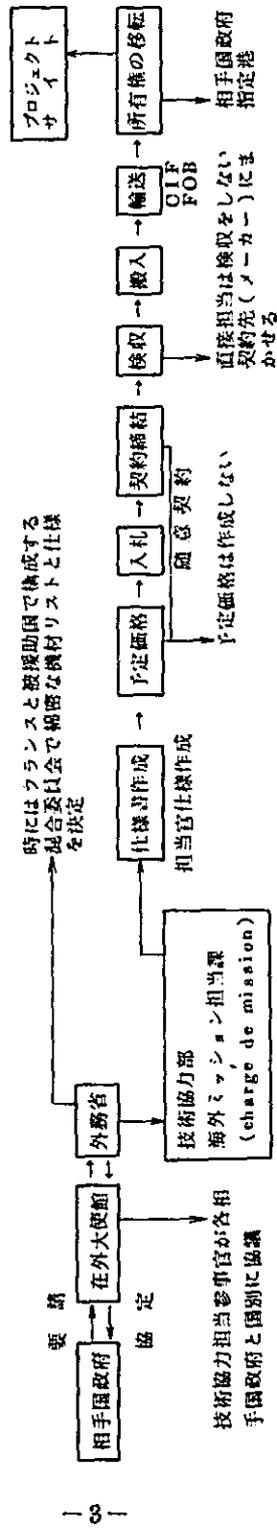
| 日程 | 移動 | 訪問先 | 面接者氏名・打合せ事項 |
|---------|----------------------------|-----------------------|---|
| 6/26(日) | フランクフルト→ボン フランクフルト→ベルリン | | ボン 第2局長 日本大使館、経済協力省、Mr. Oppelt DSE 総領事館 DSE 千葉総領事 DSE 専門家訓練センター、Mr. Peisch 所長代理 カールディエスベルグ協会 Mr. Schafers 課長 Mr. Virich Kera (PR Head) 立岩副総事 Dr. Gershard Fritz (Directors General) Mr. Joachim Krell (Director) |
| 28(火) | ベルリン→ボン→ロンドン | | Mr. Mrs. Wilkinson, Mr. Wickstead, Development Coordination Department, 全般 Mr. Fry, Head of Finance Department, 機材調達一般 Mr. Bridjer, Director of the Geographical Division. 援助一般(地域的観点) |
| 29(水) | | O D M | Mr. Kirkness, Under-Secretary, ODM・クラウンエージェントの関係 Mr. Ashfield, Deputy Director of Supplies, 機材の購送 Mr. Whitelegg, Head of Natural Resources Research Department 附属研究機関 Mr. Wootton, Head of Overseas Manpower and Consultancies Department 専門家のリクルート、待遇 |
| 30(木) | | Crown Agents O D M | Mr. Rooth サウジ派遣専門家の待遇 |
| 7/1(金) | | | |
| 2(土) | } ロンドン→東京 | | |
| 3(日) | | | |
| 4(月) | | | |

I 機材調達

A フランス

1. 機材調達のプロローチャート

フランス



2. 現行調達制度

| 調査事項 | フランス |
|--|--|
| <p>1) 機材調達</p> <p>(1) 機材供与要請の受理段階</p> <p>(2) 機材の仕様をどのように決定作成するか、独自で行うか、委託業務をするか</p> <p>(3) 独自の Spec Index, Catalogue Books等の資料を利用しているか</p> | <p>毎年現地政府とフランス大使館参事官が国別割当予算の枠内で必要な協力につき機材を含めて打合せをし、その案が9月～10月頃、各国から集まってくる。</p> <p>フランスは要請を受け取り、3～4ヶ月以内に内容を審査し、1月から始まる会計年度より実施に移すこととしている。但し、その内容はフランス政府の承認を受ければ6月末まで変更可能である。現地政府と大使館で原案を打合せする際、計画作成が困難であればフランスより専門家を派遣して計画の作成に当る。</p> <p>従って、仮りに両者が合意すれば、国別割当予算全額を機材に割当てることも可能なため、機材予算の額は国別割当予算が天井である。</p> <p>機材については多年度にわたるプロジェクトも単年度毎に区切って検討する。</p> <p>フランスの技術協力はまず人材養成が主要な役割をなしており、必要機材の仕様については多人数の専門家を派遣しており又、各専門分野で明確な専門家の指示があるので仕様決定には特に問題はない。</p> <p>特別不明確な仕様がある場合は関係各官庁に依頼する。しかし、手数料は支払わない。</p> <p>そういう資料はない。</p> <p>機械担当課スタッフが自己の実績を累積収集しているのみ。</p> <p>(例) テープレコーダーのカタログ集等</p> |

| 調 査 事 項 | フ ラ ン ス |
|-----------------------------------|--|
| (4) 機材決定に際し、現場（現地側）の希望をいかに反映しているか | (2)のように、専門家が必要機材の明確な指示をしてくるので特に問題はない。 連絡は文書程度による。 |
| (5) Specのスタンダード版を現地へ送付しているか | 送付していない。 |
| (6) 銘柄指定の概念について | 特定の指定はない。 |
| (7) 機材調達は供与国と被供与国のどちらに責任があるか | 供与国 |
| 2) 購入業務 | |
| (1) 購入の担当機関 | 外務省担当部課 (Chargé de Mission) |
| (2) 民間企業に購入業務委託をしているか | していない。 |
| (3) 予定価格の作成をどのようにしているか | 予定価格は作成しない。予定価格の代りに2～3社から1社選定し、1社との随意契約の理由書を会計課長へ提出して承認を得る。 |
| (4) 競争入札により契約か、随意契約によるか | 300万フラン以上の機材については原則として競争入札を行うが、現在まで担当課では競争入札を行ったことがない。随意契約を実施。 |

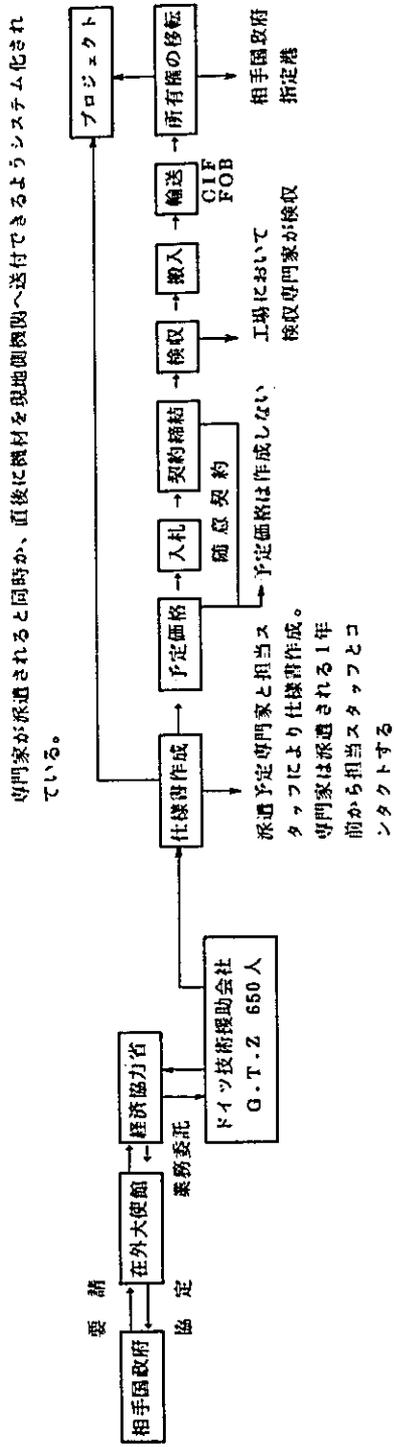
| 調 査 事 項 | フ ラ ン ス |
|--|--|
| (5) 随意契約の場合上限は | 300万フラン以下。 (1億8000万円)国の規程である。Code de Marche (取引規程)に従い、300万フラン以上については諮問委員会(大蔵省代表3名、他各省代表より構成)にかけ承認を得る。 |
| (6) 輸送条件は | FOB、CIF |
| (7) 会計検査を受けるか | 官庁会計原則に従って受けるが定期的実施ではない。 |
| 3) 機材検収 | |
| (1) 機材検収を実施しているか、実施している場合、その専門機関があるか、又は委託業務か | 担当部課では実施していない。(人員的問題もあり、又メーカーを信用している)。メーカー側に任せているが、検査成績表、機材保証書を提出させる。 |
| (2) 検収場所 | 工場 |
| 4) 輸 送 | |
| (1) 輸送業務はどこに依頼しているか | 民間企業 |
| (2) 貨物受取人はどこか (cosignee) | 相手国政府機関 |
| (3) 輸送は海送か空送か | 通常は海送、特別事情の場合は空送。 |

| 調 査 事 項 | フ ラ ン ス |
|---|---|
| (4) 現地での引取条件 所有権の移転は何時、 どこで行われるか。 | 相手国政府の指定港に陸揚げされた時。 |
| (6) 機材調達にコンピュー ターを利用しているか。 | 利用していない。 |
| 5) 現地調達について | |
| (1) 現地調達は可能か | 原則として行わない。 例外的に部品ぐらいは認める場合もあるが、現 地で安く購入可能でも本国で調達する。 |

B 西 ド イ ツ

1. 機材調達のプロローチャート

西 ド イ ツ



2. 現行機材調達制度（G T Zの例）

| 調 査 事 項 | 西 ド イ ツ |
|--|--|
| 1) 機材調達 | |
| (1) 機材供与要請の受理段階 | <p>相手国政府からプロジェクト協力の要請を受けたボン政府は最初に協力するか否かを決定し、協力の場合G T Zに検討するよう指示を出す。G T Zはプロジェクトがフィージブルか否かの調達、すなわちドイツ人スタッフの有無、相手国スタッフの有無、サイトの良非、機材購送の必要性、概算必要経費等を分析し、プロジェクト協力実施計画をボン政府へ提出する。4～6週間後ボン政府は本件実施か否かをG T Zへ連絡するとともに、相手国政府と協力に関する協定締結する。この過程において、機材に関してはG T Zにて、ボン政府に対するプロジェクト協力実施計画提出時に、ほゞ概略リストが最初に作成され、協定締結前に詳細計画作成の一環として機材の詳細リスト及び仕様書が作成される。</p> |
| (2) 機材の仕様をどのように決定作成するか、独自で行うか、委託業務をするか | <p>ボン政府のプロジェクト協力実施計画承認を受けたG T Zは、G T Z独自でプロジェクト協力を行うか、コンサルタントへ委託するかを検討する。コンサルタントへ全面委託又は一部委託の際は当然手数料を支払い、スペックも作成してもらう。派遣予定専門家の協力を得て派遣1年前頃からプロジェクトの必要機材について、関係部課スタッフ（各専門分野の専門家）と十分検討し決定する。関係部課は各専門分野に別れて、他に当該エンジニアースタッフがおり、各々連絡して、機材の仕様を詰める。機材リスト作成に当たっては、相手国内で調達可能か、ドイ</p> |

| 調査事項 | 西 ド イ ツ |
|---|--|
| | <p>ツ国内で調達するかをチェックし、先に現地調達、次に現地調達不可能なものと優先順位によりリストアップする。仕様書の作成者は当該分野の専門知識を常に最新のものとするべく、担当分野の機械展示会や工場を訪問し価格性能その他を情報として入手している。</p> |
| (3) 独自の Spec Index, Catalogue Books等の資料を利用しているか | <p>Standard Procurement Lists を利用しているが、全分野に渡ったリストではない。一般的資材は Contracts & Price control (課) で収集コントロールしている。カタログは業務局の専門家が持っている。</p> |
| (4) 機材決定に際し、現場（現地側）の希望をいかに反映しているか | <p>機材専門家（事業部担当課スタッフ）が毎年、現地プロジェクトサイトへ打ち合わせに行く。又現地側専門家は毎月1回本部へ報告書を提出する。</p> <p>当初、機材予算の70%を初年度に購送し、30%を次年度以降現地専門家の希望にそって機材調達をする。</p> |
| (5) Spec のスタンダード版を現地へ送付しているか | <p>Spec は国内のドイツ規格（DIN）に基づいているので特に送付していない。</p> |
| (6) 銘柄指定の概念について | <p>ない。</p> |
| (7) 機材調達は供与国と被供与国のどちらに責任があるか | <p>供与国</p> |

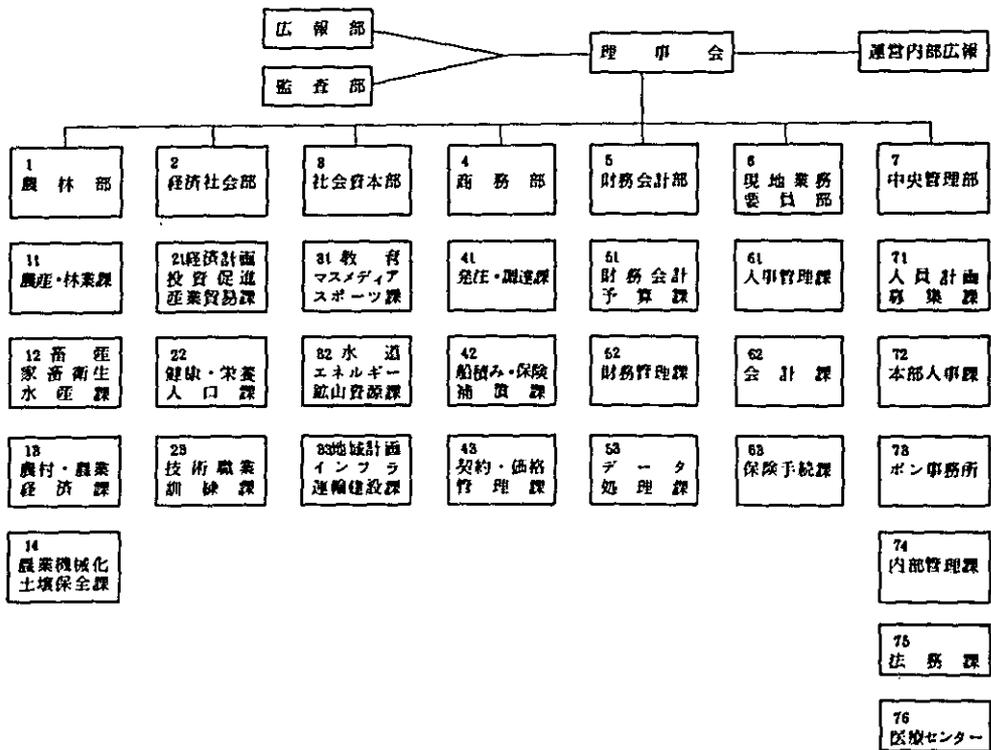
| 調 査 事 項 | 西 ド イ ツ |
|---|---|
| <p>2) 購入業務</p> <p>(1) 購入の担当機関</p> <p>(2) 民間企業に購入業務委託をしているか</p> <p>(3) 予定価格の作成をどのようにしているか</p> <p>(4) 競争入札による契約か 随意契約によるか</p> | <p>ドイツ技術援助会社 (G T Z) 商務部 (Commercial Operations)</p> <p>なし</p> <p>3社から見積書を取付けるが、予定価格は作成しない。1社選定の際、機材の機能を十分調査し、たとえ高価でも、仕様上十分な機能を認めた場合はそのメーカーからの購入を予定する。又発注前にメーカー側へ出かけ厳密に機能を調査することもある。機材購入委員会にかけ、1社選定し決定後、契約部内で購送する。前述のように各事業局の専門家は各々自分の専門分野の機材につき最新の情報を持っているため、妥当な価格については提出された見積書により判断が容易にできる。</p> <p>競争入札は行わない。 随意契約を実施。機材購入委員会にかけないで1社に決っている場合は随意契約を行なう。タイプライターや車等を年間でもとまった数量で購入する場合は年間を通しての価格を一度の入札で決定し、年度内同一価格契約を結ぶ。購入品目は12,000種購入している。契約時にはG T Z 統一フォームを使用している。</p> |

| 調査事項 | 西 ド イ ツ |
|---|--|
| (5) 随意契約の場合上限は | <p>15,000 D マルク以下。 (180 万) 15,000 D マルク以上の機材について機材購入委員会にかけ承認を得て 1 社決定する。</p> <p>機材購入委員会の目的は以下の 4 点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GTZ の規則を守っているか否か 2. 政策 (BMZ の Policy) が守られているか否か 3. 同じ業者に偏っているか否か 4. 予算を越えた購入要求が業務局から出ていないか |
| (6) 搬送条件は | FOB、CIF |
| (7) 会計検査を受けるか | <p>官庁会計とは別に部内的実施する。GTZ でプロジェクトの概略プラン作成時期に概算し、経済協力省へ提出し承認得れば、法令上会計検査の対象にはならない。</p> <p>(注) ボンの経済協力省 (第 2 局) の話では、GTZ は制度上は連邦政府の会計検査の対象にはならないが、連邦大蔵省の要請により、事実上、会計検査が行われる取極となっている由である。</p> |
| <p>3) 機材検収</p> <p>(1) 機材検収を実施しているか、実施している場合その専門機関があるか、又は委託業務か</p> | <p>実施している。検収の mobile squad を編成し、製造過程にもぬきうちの的に検収に出かける。(機材検収専門家)</p> |

| 調 査 事 項 | 西 ド イ ツ |
|--|--|
| (2) 検収場所 | 工 場 |
| 4) 輸 送 | |
| (1) 輸送業務はどこに依頼しているか | 民間企業 |
| (2) 貨物受取人はどこか (consignee) | 相手国政府機関 |
| (3) 輸送は海送か空送か | 通常は海送。 特別事情の場合は空送。 |
| (4) 現地での取引条件 所有権の移転は何時、 どこで行われるか | 相手国政府の指定港。 |
| (5) 機材調達にコンピューターを利用しているか | 現在利用していないが、考慮中、近く計画予定。 |
| 5) 現地調達について | |
| (1) 現地調達は可能か | 現地調達を実施中である。 機材の選定、購入に当っては段階を2つに分け、第一段階のプロジェクトのスタート時には機材リストを作成し、それを現地調達可能なものと不可能なものに分類して、各々現地及び西ドイツで調達する。第二段階として、プロジェクトが進行中の時は、現地プロジェクトチームから機材の現地調達の計画を含んだ作業計画を提出させ、それに基づき本部から四半期毎に送金、毎月報告書を提出させることにより調達している。 |

| 調査事項 | 西 ド イ ツ |
|------|---|
| | <p>購入者は第一、第二段階共にプロジェクト、リーダーである。専門家が会計処理をする必要があるため、簡単なBook Keeping方式を取っている。現地調達に占める比率は8～10%である。現地調達の品目は、車、農機具、事務器、文房具等で、第三国生産品を含む。現地調達を導入した理由は、本国（西ドイツ）での調達及び現地への輸送に時間を要する場合には、高給専門家を何ヶ月も現地で遊ばせておくこととなり、得策ではないためである。</p> |

6) 機材調達に関連したGTZの組織とその仕事の流れ



1～3の農林部、経済社会部及び社会資本部は業種別に課が編成され、各課に20～30名の人員が配置され、地域班及び技術スタッフ班で構成されている。22で機材のリスト、仕様を作成し、ボン政府の承認後につき3社より見積書を取り付け、価格、納期、品質等を考慮し、1社を選択する理由を付し、品目名、数量、仕様、価格、納期、購入会社名等の一覧表にして43課、契約・価格管理課長が主催する機材購入委員会へ送る。機材購入委員会の承認後各会社と41課発注・調達課が購入契約を結び、42課船積み・保険補償課がその後をフォローし、各課は事業局へ進捗をレポートすることとなっている。商務部の人数は約70～80人である。

代金の支払いは5の財務・会計部でなされる。又53課データ処理課では各プロジェクトの支出経費を全額費用として電算機処理している。

7) 機材調達についてのケーススタディ、第23課職業訓練・技術教育課の例

1. 職業訓練センターの平均サイズ

協 定：3～5年間

協力期間：7年間

規 模：訓練生200～250人収容能力

機 材 費：2.5～3.6億円

専 門 家：5～7人、妻子2人の専門家1人当年間単価1,800万円

2. 経済協力省へ提出する実施計画案の作成

計 画 案

地域班の担当者（職業訓練指導員）と技術班の専門家の2者、もし派遣専門家グループのチーフが指名されていればその人を含めた3者で実施計画案を作成する。技術班に必要な分野の専門家がない場合例えば繊維の分野は外部のコンサルタントを利用する。

第一段階として、3者によりカリキュラムの作成、訓練所のサイズ、学生数、教室数の検討、ラフな機材リストを作成する。

機材リストの作成

分野別の機材リストは、開発途上国の教育方法や慣習の差があるためワークショップのレイアウトに合わせて機材を個々にリストアップしている。

現在、職業訓練5分野すなわち金属加工、自動車、電気、電子、建築のうち、重要な金属加工と自動車の2分野の機械、工具等個々の機材について標準調達機材仕様書をドイツ工業規格に合わせて作成しており、残りの分野についても標準調達機材仕様書を整備する予定である。

機材リストの作成に当っては、初年度に機材予算額の70%、残り30%は次年度以降購送することとし、機材の選定に当っては、当該途上国の技術レベルに比し非常に進んだ技術が要求される最新式のものリストアップしないようにしている。最新式の機材を送付した場合、技術の伝達が困難となり、折角の援助が供与機材の未利用により無駄になる恐れがあるため二原則を決めている。

3. 機材調達

経済協力省の実施計画承認を取り付けた後、より詳細な機材リスト及び仕様書を作成し、各品目毎に3社より見積書を取り付ける。3社からの見積を比較し1社へ指定する際、価格のみでなく、性能や納期等も考慮し、必ずしも一番安いものを指定することはしない。

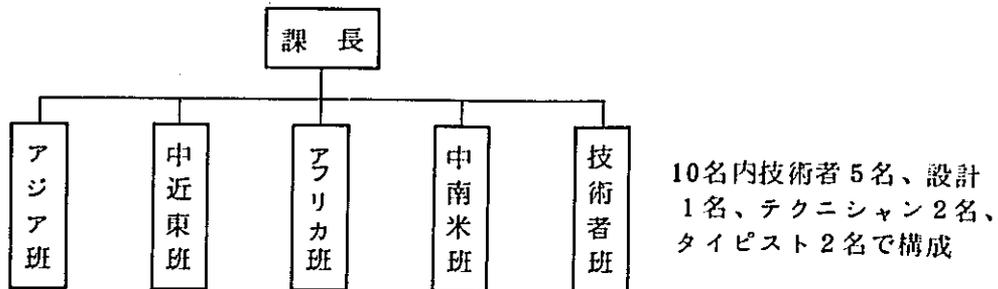
又、疑問があればメーカーへ出向いて調査する。

本課で指定された機材とメーカー及び理由書は、43課契約・価格管理課の機材購入委員会へ回され購入決定がされる。

4. 事業の計画的遂行

具体的協力の開始は、開発途上国政府との協定締結後となるが、プロジェクトの実施計画、詳細計画、作業スケジュール等により、機材の購送、建物の建設、専門家の派遣、カウンターパートの2年間受入等を調整し、事業が計画的に実施できるようにしている。

5. 課の構成

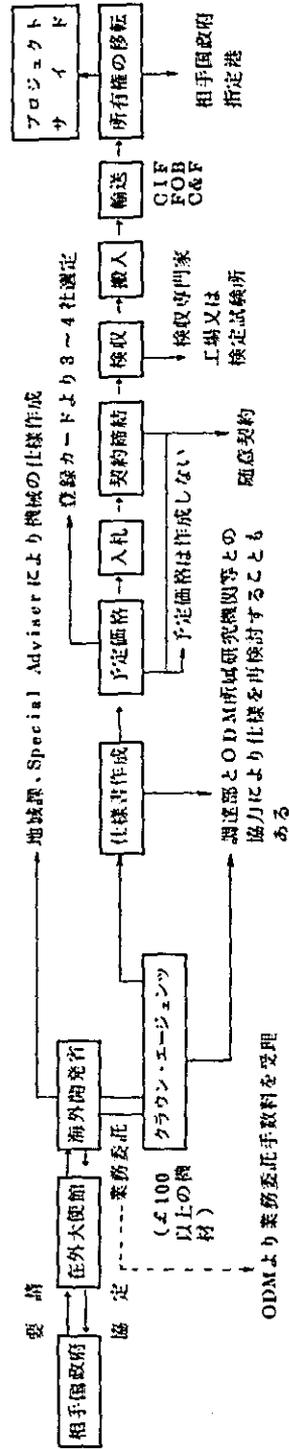


各地域班には、特定分野エキスパート、教師、事務員がいる。

通常1人が2～3プロジェクトを担当するが、プロジェクト実施の際は、1つのプロジェクトを地域班の担当者と技術者班の当該専門家と共同で、もし派遣専門家予定者が決まっていれば、それを含む3者でテイクケアする。但し、地域班の特定分野エキスパートが他の地域班のものでも担当する。

ＣＩギリス

1. 機材調達のプロローチャート



2. 現行調達制度

| 調査事項 | イギリス |
|--|---|
| <p>1) 機材調達</p> <p>(1) 機材供与要請の受理段階</p> <p>(2) 機材の仕様をどのように決定作成するか、独自で行うか、委託業務をするか</p> <p>(3) 独自の Spec Index, Catalogue Books等の資料を利用しているか</p> <p>(4) 機材決定に際し、現場（現地側）の希望をいかに反映しているか</p> <p>(5) Spec のスタンダード版を現地へ送付しているか</p> <p>(6) 銘柄指定の概念について</p> | <p>相手国政府の要請を受け、海外開発省（ODM）がプロジェクトを総合的に調査検討する。</p> <p>ODMが要請受理後、地域課スタッフ（地域別専門分野別）と special adviser及び派遣専門家と仕様を検討し決定する。 地域課スタッフは各所属研究所等の協力機関と、又時にはクラウン・エージェンツ・スタッフとも協力して機材の仕様をつめる。</p> <p>Spec Index等はないが、Index of Card（各分野の会社名と住所録）がある。up to date なるものであることが大切なためパターン化できない。</p> <p>現地専門家が現地から本部へ仕様上の報告のため帰国する場合もある。</p> <p>送付していない。</p> <p>原則的にはない。（時にある場合がある）専門家が指定する場合、そのメーカーと技術契約を締結する。</p> |

| 調 査 事 項 | イ ギ リ ス |
|-------------------------------|--|
| (7) 機材調達に供与国と被供与国のどちらに責任があるか。 | 供与国 |
| 2) 購入業務 (1) 購入の担当機関 | <p>クラウン・エージェンツ 調達部調整課</p> <p>5年前からクラウン・エージェンツを通じて調達することとした。以前はODM独自で調達していたが、クラウン・エージェンツが調達、入札等充分の経験を持っていること、開発途上国もクラウン・エージェンツを利用していること、独立した機関であること、ODMが実施する時の危険の回避等の理由により方式を変更した。その結果調達関係を12人縮少した。100ポンド(約5万円)以上の物品購入はクラウン・エージェンツに依頼する。その際ODMはクラウン・エージェンツに対して規定の手数料を支払う。</p> |
| (2) 民間企業に購入業務委託をしているか | なし。 |
| (3) 予定価格の作成をどのようにしているか | <p>3～4社から見積書を取り付けるが予定価格は作成しない。</p> <p>メーカーに見積書を依頼する場合、メーカーが登録され、以後、各メーカーから機材の情報を得られるようにbuying branchにブッキングする。</p> <p>各業務分担の取扱い金額に応じてその上限を越</p> |

| 調 査 事 項 | イ ギ リ ス |
|--|---|
| | えた場合は予定価格作成入札するが、一般には越えることはなく実施していない。 |
| (4) 競争入札による契約か、 随意契約によるか | 原則は競争入札であるが、行わない。随意契約を実施。 |
| (5) 随意契約の場合上限は | 50,000 ポンド以下。(2千500万) |
| (6) 搬送条件は | FOB、C&F、CIF |
| (7) 会計検査を受けるか | ODMもクラウン・エージェンツも受ける。 |
| 3) 機材検収 | |
| (1) 機材検収を実施しているか、 実施している場合、その専門機関があるか、 又は委託業務か | クラウン・エージェンツが実施している。 (機材検収専門家) 約80名の専門家が機材検収に当たっている。 |
| (2) 検収場所 | クラウン・エージェンツ自体が検査部門を有し (うち一部は海外にある)検収実施。 |
| 4) 輸 送 | |
| (1) 輸送業務はどこに依頼 しているか | クラウン・エージェンツ、船積部で輸送業務実施。 |
| (2) 貨物受取人はどこか (consignee) | 相手国政府機関 |
| (3) 輸送は海送か空送か | 通常は海送、特別事情の場合は空送。 |

| 調 査 事 項 | イ ギ リ ス |
|--|---|
| (4) 現地での引取条件 所有権の移転は何時、 どこで行われるか | 相手国政府の指定港 要請により最終目的地 |
| (5) 機材調達にコンピューターを利用しているか | 全面的には利用していない。 (1971年に機材調達のためコンピューター導入を考えたが、新しい情報のinputが難しい等のため取り止め、現在各業者のIndex of cardをインプットするのみ。) |
| 5) 現地調達について (1) 現地調達は可能か | 原則として行わない。 近隣諸国(途上諸国)での調達は可能。 (LDC Untied) |

II そ の 他

1. 有償協力に関する関係機関の意見

フランス (ACTIM)

消極的。有償かと思ひ相手国と交渉したところフランスで費用を負担してほしいということだった。最初無償で協力し、その結果としてフランスとその相手国間との商売に連なればいい。大蔵省は有償というが外務省は無償といっている。

ドイツ I) (経済協力省)

対サウジアラビア案件で1件去年6,000万DM、今年1,200～1,500万DMの支払いを受けるがまったく有償の事例として例外的である。サウジアラビア以外の国は交渉も困難である。

〃 II) (GTZ)

対象国は具体的に決まっていない。ドイツ側からイニシアチブを取って金の要求はしない。先方が払いたい場合は間接費も要求する。

〃 III) (DSE)

去年ナイジェリア25人。6週間。100%の有償研修を実施した。その中には講師謝金、タイピスト備上料も入っており、航空切符と滞在費は研修員自身が持ってきた。

今年度はナイジェリア、イラン、クエート等と有償研修コースの設置について準備会議をしている。

イギリス (ODM)

ナイジェリアから過去の援助に対し、85%の支払いを受けたがこれは有償協力としてまったくの例外であり、他の国との間では実施していない。有償による技術協力はほんの少しであり、政府ベースではなく民間のコンサルタントを利用し、コマーシャル・ベースで実施するのが最良

である。

2. 有償協力に関するOECDにおける検討等について

- 1) OECDのDACにおいては、去る3月末、いわゆる有償協力Cost-Recoverable TAについて小委員会を開いたが、各国ともやり方がマチマチで、当面これという結論も出なかった。そのため、6月末に再度同委員会を開き、とりあえず各国からメモを出してもらって、各国のやり方、各国の当面する問題等について勉強会を開くこととした。(日本も当然この小委員会のメンバーになっている)
- 2) しかし、メモを出して来たのは差し当たり、米、英、スウェーデンの3ヶ国のみで、それも当面JICAとして最も知りたい契約の技術的な内容(前払かどうか、契約の建値は何貨建か、等)については、あまり参考にならない。けれども少なくとも、前記3ヶ国については、およそそのことは分るので以下に、そのペーパーの内容を紹介する。
- 3) なお、去る3月のDACの小委員会で各国に対しメモで説明を求めることとなったitemは、次のとおりである。
 - (1) どのような国に有償を要請するか、その基準。
 - (2) どのようなタイプのプロジェクトを有償でやるか、その基準。
 - (3) 事務手続。
 - (4) 上記事務を実施するに当たってぶつかった問題点。
 - (5) 完了又は実施中の有償協力の典型的な実例。
 - (6) 通常は無償又は資金協力の方が優先に、
有償の方に人や資金がまわって来ないという問題はないか。又、その逆の問題もないか。
 - (7) 一部有償協力(partial cost-recovery programmes)に関する情報。

米国の有償協力

- 米国では、戦後対外援助活動の一環として、かねてから有償援助のシステムが出来ている。(産油国向けに急造したものではない)
- 根拠法規：Foreign Assistance Act 607条
- 実施官庁：AID (有償でやるか無償でやるかを定める etc)
- 支払の方法(上記607条にもとづく)

| | |
|-------|-------------------------|
| 支払の範囲 | Total Costs |
| 支払の条件 | ① 前払(advance of funds) |
| | ② 18ヶ月以内のreimburse。無利子。 |
| | ③ 3年以内の後払。米国輸銀金利。 |
- 1976年12月末実施中の607条プロジェクト 75件
相手方としては32ヶ国、17国際機関を含む。
全上の金額約3億ドル、うち122百万ドルはコミット済。
- 1977年度中に、有償協力プロジェクトをinitiateするために2百万ドルが認められている。(initiateとは、要するにプロファイのための専門家派遣とそれに伴う一連の作業のこと)
- 典型的な有償協力プロジェクトとしては、
 - (イ) Sudan Geological Survey チームの派遣。
本件事業はSudanのcountry financeを期待。(注：Country financeとは、米国として資金援助をコミットしない意味でSudanがIDBR等から借入れることまで排除する意味ではないと思う)
 - (ロ) Nigeria Niger-Benue 河流域開発計画作成のための現地技術者を教育育成するための技術者団の派遣。
- 以上は何れも100% cost-recoverable。受入国の経済力によって何分の1負担かを個々に決めるためのネゴや作業はしていない。一律100%負担である。

なお、こゝにいう cost は、上記の調査団派遣に併う直接経費のみならず reasonable amount of indirect or overhead cost を含む。

- 有償協力適格国や適格プロジェクトは、ケースバイケースに自ら決るものであり、事前に基準のごときものがあるわけではない。
- A I D の内部に有償協力専担の小部局が出来ている。A I D のスタッフにより A I D の直営でやることもあるし、A I D が被援助国の agent となってコンサルタントと契約してやることもある。又、単に被援助国と民間業者との間をとりもってやるだけで A I D は契約の当事者とならないこともある。A I D としては、これらの方法のうち何れがよいとも決めていない。ケース・バイ・ケースでやっている。

スウェーデンの有償協力

- スウェーデンは、アルジェリア、リビヤ、エジプト、イラン及びイラクと経済技術協力協定を結んでいる。（特に Cost-recoverable TA に関するものか？）
- 教育の分野での協力の促進を痛感しており、そのための特別の機関の設立を考えている。当面、committee だけをつくり、文部省に附置した。
メンバーは外務、大蔵、文部、通産、労働各省及び S I D A である。
- 被援助国の教育制度、特に職業訓練について consultative service を提供するが、これは、通常、被援助国の負担で行う。
- 現在までの実績は、
アルジェリア：木材及びパイプ工業の職業訓練
スウェーデン国内におけるセミナー等。
- 有償協力のやり方については、政府部内で検討しているが、株式会社方式でコマーシャル・ベースの組織を考えている。但しメーカー等の利害関係のからまないもの。なお、当面は教育関係に集中してやり、いずれはその他の分野に及ぼしたい。

英国の有償協力

- 有償協力適用の国別基準は不必要。GNP per headなど不適（例 Nigeria）。
- プロジェクト別基準も必要ない。
- 事務手続は各国それぞれの事情によりマチマチであってよい。

英国では官、半官、民の各種機関がバラバラにやっているのが実情。但し教育関係ではBritish Councilが一元的にやっており、Paid Educational Services というシステムも確立している。
- 海外開発省（ODM）取扱の有償協力について言うと、通常、
 - (イ) 英国内及び現地における overhead administrative charge を含んで
 - (ロ) 前払（payment in advance）を要求している。
- しかし、上記のようにバラバラでもよろしくないので、有償協力についてはODMで調整することとし、手始めとして近く Saudi Arabia に対する有償協力について、ODMが各省各種団体の co-ordination をやるつもり。これがうまくいけば他にも及ぼす予定。
- 事務手続上の問題点としては
 - (イ) 被援助国に金額を承諾させるのが難しい。（そのため被援助国は、UNDPや他のバイラテラルの無償のソースにはしる）
 - (ロ) インフレによる cost 増を見積るのが難しい。
 - (ハ) 前払を確保するのが難しく、後払にすると支払がおくれないようにすることが難しい。
 - (ニ) こちらが公的機関の場合には、契約上乃至資金上の責任（obligation）を負うことが難しい。特に、コンサルタントを下請けとして使う場合がそうである。
 - (ホ) 従って、むしろ被援助国政府と英国の民間業者と直接契約をやらせた

らよいではないかという問題が出ることもある。

(v) 被援助国が本体事業についてまで協力を要請してくると話が難しくなる。

- 英国の例は別紙のとおり。これらの国の中には、もちろん、grant TAを供与しているものも含まれている。
- 一部有償と言えるのはNigeria。1975～78の3年間の協定で、現在のところ、Nigeriaは、

現地コストのうち毎年2百万ポンドを超える部分を英国に対し前払で送金し、(英ポンド建取極と思われる)、調整を要する場合は次年度の前払分に含めて清算している。

その他の国々における現地住宅費の支給なども一部有償と言えよう。

COST-RECOVERABLE TECHNICAL ASSISTANCE PROGRAMMES

Nigeria

The total programme in 1976/77 is estimated to cost some £4m and comprises the following:-

| | |
|---|---------|
| Personnel employed by the Nigeria Government but with salaries supplemented by the UK | £2.637m |
| Training in the UK | .420m |
| Consultancies | .060m |
| Assistance to Nigerian universities | .343m |
| Volunteers | .230m |

The largest element in the programme is the cost of supplementing the local salaries of British staff employed by the Federal Government and other bodies in Nigeria. At 31 January 1977 there were 700 supplemented staff in post, of which 168 were public service staff, 341 teachers and 191 university staff. There are approximately 20 experts employed by the ODM in post, the majority of whom are involved in projects in the rural sector ie veterinary research, animal health and husbandry and land resource investigation. At December 1976, 150 Nigerian students were receiving training in the UK under the programme mainly in the areas of renewable natural resources, education and industrial and higher management training.

Bahrain

The entire Bahrain programme in 1976/77 is estimated at £.5m of which over £.25m is paid by Bahrain at present. This is, therefore, a partial cost-recovery programme but only during a transition process towards a programme which will be entirely financed by the Bahrain Government. There are projects in the education, health and fisheries field, the most important project being assistance to the Gulf Technical College.

Iran

The transition to fully cost-recoverable technical assistance will be made during the current year. The major projects are for the construction and staffing of a vocational training college; in veterinary science through Fellowships and visits by experts (at a cost of about £300,000); manpower and consultancies in the establishment of a training centre for pulp, paper and duty industries (value £50,000); English language training for technicians and engineers in the Iran Fertiliser Company; and training for Iranian librarians.

/Saudi Arabia

Saudi Arabia

The programme is entirely cost-recoverable except for one research scheme at the Agricultural Experimental Station at Hofuf which is due to expire in April 1978. Current projects include communication skills in English, King Abdul Aziz University (£1.3m) and for King Feizal University (£.5m) courses in the UK in accountancy, food quality control, technician training, mass communication (£.45m). Projects under discussion include assistance to agricultural research centres, farmer training centres, survey of needs of handicapped children, telecommunication personnel and an agricultural engineering centre.

Venezuela

Projects, carried out by the British Council, include development of courses for the University College of Carupano and there are proposals for staff development programmes for Caracas Polytechnic (probable costing £2.5m per annum).

Algeria

Consultancy for the National Institute for Productivity and Industrial Development on English for Special Purposes (£6,000).

Brunei

Consultancy on feasibility of establishing a university level institution.

Jordan

Proposed consultancy for Yarmouk University.

Singapore

Proposals for development of an English language centre at Singapore Polytechnic.

3. 訪問先概要（打合せを中心としたまとめ）

ACTIM(仏)

- 上部機構 経済大蔵省の主管。予算も経済大蔵省より出る。
スタッフは190名。
- 内容 人材の養成、フランスの投資・輸出に関連のある分野、鉱工業。
- 受入実績 受入(1,500人)とミッション派遣
予算55百万フラン、その他民間、国際機関より。
- 業務 ① 受入、集団、個別コース。資格大卒以上。
民間企業の希望による研修員のオリエンテーション及び派遣、経費は会社負担分とACTIM負担分とに分かれる。
- | | | | | | |
|-----------|--------|------|-----|-----|--------|
| | | 最初の月 | 本代 | 送付料 | 片道の |
| Allowance | 2,540F | 600 | 700 | 300 | ticket |
| cf. UN | 2,750F | 600 | 700 | | |
- ② 派遣(短期) フランスで開発された技術を外国で紹介する。それを利用する工業プロジェクトの調査。
- ③ 技術ドキュメンテーションセンターの設置、運営。
- ④ 同窓会の運営。
- 有償について フランスの技術があとで売ればいいので当初は無償でいい。

CIES(仏)

- 上部機構 外務省、経済協力省との共管。予算は両省より拠出。
- 運営 特殊法人。運営委員会(評議会)を年に1~2回開催し、方針を決定する。
- 業務 人材の育成、フランスの投資・輸出に関連ない分野、文化、教育、行政、医療等。

研修の種類 ①バイラテラル ②ECからの委託 ③仏国内大企業からの委託
 受入実績 15,000人 126カ国。 予算150百万フラン
 要請ルート 要請国 →在フランス大使館 →仏外務省 →CIES
 受入の業務 受入計画の作成、研修指導官の配置、宿舎あっせん。
 国別割当をし、滞在研修員が延長した場合人数を減ずる。
 24時間勤務体制、飛行場到着時の指示書、毎月レポート
 提出………指導官のサインが必要。
 最終レポートは提出させ、結果を判定する。
 滞在費の支払い → 銀行口座利用。
 病気の際は保険でカバー、各種のレクリエーションをアレンジする。

Massyセンター(パリ南部) ……宿泊兼受講施設(TICに類似)
 300ベッド、個室(TICより劣る)。この宿泊者へは
 宿泊費を天引して生活費のみ支給。
 カウンター(キーボード)、公衆電話、スナック(50脚、
 7:00~22:00オープン)、ホール、TV室、卓球室、
 講堂
 バス、トイレ、洗濯は共同利用、ガス付共同キッチン各階
 に設置
 ベッドメイキング、清掃は委託
 Massyセンター以外にパリに2カ所、その他の地方にもセンターを持っている。

ZAV(中央職業紹介所)(独)

職業紹介業務の一環として外国人研修生の受入先の開拓及び専門家のリクルートを実施。

現在のところは一般的に失業問題があり、受入より派遣に力を入れている。また留学生に1～2年の専門の訓練をし、本国に帰したり、出かせぎ労働者を再訓練して帰国させる。

- 受入 ① 受入の回答はⅴAVと受入先のサインによる。国別割当、予算、健康を検討する。
- ② DSE又はCDGで語学訓練後、民間企業での訓練をドイツ語で行う。通訳は絶対に使用しない。
- ③ 保険……・病気、生命、送り返しをカバーする。
・事前に要請書に診断書をつけてⅴAVの医者にチェックしてもらう。不可能な場合には到着後1週間あとに医者へレポートさせる。
- ④ 訓練期間 2年間。特に民間で。
- ⑤ 訓練経費は支払わない。近年支払いの要望が出てきた。支払わない理由として、税金から払われるためもし払えば、その分税金が高くなる。将来利益があると思われる。国内への支払いは援助でない。
- ⑥ 研修員への毎月の滞在費支払いを実施。

派遣 ① 政府派遣専門家、国際機関、外国の民間会社からの要望により人材を紹介する。

- ② プール制 i) 10,000人のファイルがある。(コンピュータ化されている)
ii) 大卒者の就職希望リストを持っているので国内で職がない時途上国へ行くよう勧めることもある。

DSE(独) 1959年設立。1973年名称変更。

1. 開発途上国に対しDSE独自、地域的国際機関、国連機関等と共同で全額負担、又は共同分担して実施すること及び専門家の派遣前研修を実施する。予算の支出は国内と海外で約半々で、今後は(米・独)、(英・オラ

ンダ・独)、(オーストリア・独)等のMulti National なコースを設定する予定。

2. 国内でコースを組織する時、D S Eが各省にコースの設定、構想を提示し、協力してもらふ分野を明示する。又、講師には謝金を払い原稿を準備してもらい1~2日間続けてドイツの当該分野における事情のみでなく、途上国の事情を含めて、講義するよう関係省庁に講師派遣依頼をしないで直接依頼する。

3. 国内でのコースを組織する時、D S Eは可能なかぎり要請した国または機関がコースの経費を分担するように交渉し、ドイツのみならず他の国からもD S E経費負担で講師を派遣してコースを開催する。(交渉は在外公館が実施)。

4. コースの内容は1973年に「一般的概論」から「専門的なもの」へと変更した。又、途上国で必要な法律の制定、問題の解決等にも役立つ具体的かつ実際的な訓練を実施している。

5. 期間は2日間~35ヶ月。長期間のものはドイツ国内における職業訓練で75年よりスタートした。対象者は大臣からテクニシャンまで。

6. 地域オリエンテーション・センター

専門家夫婦に対する派遣前訓練の実施。(途上国での新環境に慣れるため)。

7. 1975年の実績

3,647人

(内訳)

| | |
|--------|------------------------|
| 1,458人 | ドイツ国内でのセミナー、会議コース等への参加 |
| 78人 | ドイツ国内視察 |
| 1,088人 | ドイツ国内での上級訓練及び高級研修員受入 |
| 280人 | ドイツ国内での専門的な相談 |
| 153人 | ドイツ国内外での会議 |
| 645人 | 専門家派遣前研修参加者(妻を含む) |

GTZ(独) 52年3月「先進諸国援助機関コンサルタントの利用状況等に関する調査報告書」P.109参照

ODM(英) 1,400人のスタッフ「イギリスの海外援助について」JICA企画課を参照

Aid Framework* 4年間の援助計画(当年度予算額、次年度予算要求額、3、4年度概算)イ. 金額はConstant Priceで表示する。

ロ. 次年度以降は国会が承認すればという前提。

ハ. 約7年前より実施

技術援助 { 派遣 1,000人(途上国政府の職員として相手国に雇用され、俸給等の一部を英国が負担する形のもの(supplemented staff。直接契約専門家。約5,000人)は含まない)
受入 5,000人

援助国の優先順位

インド、バングラデシュ、パキスタン、東西アフリカ、カリブ海諸国、その他、の順

| | | | |
|--------------|----------------|------------------|---------------|
| 技協専門家..... | 給与等 全額ODM | リクルート ODMにおいて | 近年の傾向 10%増 |
| 途上国政府との..... | “ 途上国政府+ODM | “ クラウンエージェント | “ 6~7%減 |

派遣前訓練

International Training Centre で実施。年6回、1週間の期間、宿舍。講師は他国からも招へいする。語学訓練は実施していない。(除々に問題が出ている。)

77 78 79 80

- ※ 国名
1. 資金援助
 2. “
 3. “
 4. 技術援助
 5. 年 金

4. 訪問先・住所リスト

- (仏) 1. Le Ministère des Affaires Etrangères (外務省)
37, Quai d'Orsay, 75700 Paris
tel. 555-95-40
2. ACTIM (Agence pour la Coopération Technique, Industrielle et Economique)
64, rue Pierre-Charron-PARIS 8^{ème}
tel. 359-97-41
3. CIES (Centre International Des Stages (CIS) が名称変更して Le Centre International des Etudiants et des Stagiaires)
37 bis. Rue Paul Valéry Paris-16[°]
tel. 553-47-69 (9 Lignes Groupées)

- (独) 1. GTZ (German Agency for Technical Cooperation ,
Ltd. Deutsche Gesellschaft für Technische
Zusammenarbeit)
address : Postfach 5180, 6236 Eschborn/bei
Frankfurt/M. Stuttgarter Straße 10
Telex. 417 405 GTZ
2. ZAV (Zentralstelle für Arbeits Vermittlung, Cen-
tral Placement Office)
6 Frankfurt/Main/Feuerbachstrasse 42,
Tel : (0611) 71111
3. Federal Ministry of Economic Cooperation
(BMZ) Bundesministerium für Wirtschaftliche
Zusammenarbeit
address : Karl-Marx Str. 4-6, 5300 Bonn
4. CDG (Carl Duisberg Society, Carl Duisberg-Gesel-
lschaft)
5 Köln/Hohenstaufenring 30-32
5. DSE (Deutsche Stiftung für Entwicklungs länder =
German Foundation for Developing Countries)
- ① Director General and General Affairs Div.
(Dr. Gerhard Fritz)
1 Berlin 30, Ranschtiasse 22
Tel : 26061 , telex : 181615
- ② Area Orientation Centre
Lohbelder Strasse 160, 5340 Bad Honnef
Tel : 02224-2033
- (英) 1. ODM (Ministry of Overseas Development)
Eland House, Stag Place, London, SW1E 5 DH

Tel : 01-834-2377 ext. 702

2. Crown Agents

Head office : 4 Millbank, London, SW1 P3JD

Tel : 01-222.7730

5. 入手資料一覧表

フランス

ACTIM関係

1. Aspects of ACTIM
2. Les stages ACTIM au service des entreprises,
3. ETRE MEMBRE DE L'ACTIM
4. TRANSFERTS DE TECHNOLOGIE

外務省関係

1. Code de Marche Public

CIES関係

1. Centre international des étudiants et Stagiaires

DAC関係

1. Annual Aid Review 1976
REPORT BY THE SECRETARIAT AND QUESTIONS
FRANCE
2. Examen annuel de laide 1976
MEMORANDUM DE LA FRANCE

ドイツ

経済協力省

1. G T Z 関係関連規程集 (独)

G T Z 関係

1. G T Z 紹介パンフレット 2 冊
2. G T Z 年報 7 5 年度版

D S E 関係

1. Annual Programme 1976
2. Annual Programme 1977
3. German Foundation for Developing Countries
4. Development Policy Concept of the Federal Republic of Germany and the International Strategy for the Second Development Decade
5. Development and Cooperation (機関紙)

Z A V 関係

1. Federal Employment Institute
2. Professionals for Professionals
3. Tasks and Operating Principles of the Central Placement Office

その他

1. Carl Duisberg Gesellschaft heute Figures and facts
2. ODG Programme

イギリス

ODM 関係

1. Report on Research Development 1976
2. A GUIDE TO BRITISH SUPPLEMENTATION SCHEMES
3. OPPORTUNITIES IN EDUCATION OVERSEAS
4. A Guide to Sources of Material 1976
5. PROBLEMS ASSOCIATED WITH THE RECRUITMENT AND TRAINING OF STAFF FOR SERVICE IN DEVELOPING COUNTRIES
6. APPRAISING INVESTMENT PROPOSALS VOL I 1977
7. APPRAISING INVESTMENT PROPOSALS VOL II 1977

クラウンエージェント関係

1. CROWN AGENTS FOR OVERSEAS GOVERNMENT & ADMINISTRATIONS
2. Buying and Shipping
3. Notes for Indenting Officers
4. Standard Services & Charges January 1977
5. Crown Agents, QUARTARLY REVIEW

